



<受付・相談>

<公開・非公開の決定>

<15日以内(30日まで延長できる)に決定通知書を送付>

請求

情報公開等受付窓口

決められた開示請求書などを提出されますと、ご相談に応じます。(郵送による請求も受け付けます。ただし、個人情報に関するものは、除きます。)

実施機関

公開の対象となる実施機関は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会です。

通知

請求者

非公開など決定に不服のある時

<閲覧・コピーの交付>

情報公開等受付窓口

公開

不服申し立て

非公開など決定に不服のある時、決定を知った日の翌日から3か月以内に不服の申し立てができます。

公開できない情報

市が持っている情報はすべて公開することが原則ですが、次のような公開できない情報もあります。

- 個人に関する情報
- 法令などの規定によって公にできない情報
- 法人に関する情報で、正当な活動を妨げるもの
- 公にしないことを前提に作られている情報
- 公にすることによって事務の目的が達成されなくなる情報
- 公にすることで公共の安全と秩序の維持に支障がある情報

不服申立人

不服申し立て

情報公開等受付窓口

通知

答申

諮問

<裁決>

<不服申し立てについて審査>

<審査・決定>

<不服申し立て受け付け>

公文書の公開請求 自己情報の開示など

請求から公開まで

情報公開審査会
個人情報保護審査会

情報公開と個人情報保護制度に見識のある委員で組織され、不服申し立てについて公開すべきかどうかを審査します。

実施機関

実施機関

<情報公開制度>

- 市内にお住まいの人
 - 学校や勤務先が市内にある人
 - 市内に事務所や事業所を持っている人、法人、その他の団体
 - 実施機関が行う事務事業に利害関係のある人
- ※これ以外の人から公開の申し出があったときも公開するよう努めることになります。

請求できる人

<個人情報保護制度>

- 記録されている本人。また未成年者などの法定代理人。
本人であることを証明する、次のものが必要です。
- 運転免許証
 - 健康保険証
 - パスポート 等